

基発0324第29号
令和7年3月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）の一部改訂について

労働保険の徴収に関する事務のうち滞納処分関係の取扱いについては、平成27年3月31日付け基発第0331第8号「徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）の改訂について」の別添により取り扱ってきたところであるが、今般、下記により本手引の一部を改訂するので、事務処理に遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 主な改訂箇所

- (1) 差押えに係る箇所を修正
- (2) 文言の適正化その他所要の修正

2 その他

今般、修正を行った様式で、現に存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

徴収関係事務取扱手引Ⅱ

(滞納処分)

令和7年3月

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課

本通達において引用した主な法令等の略語は、次のとおりである。

また、条数はアラビア数字で、項は○印、号は漢数字で表示した。

徴収法	=	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）
徴収則	=	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）
労災保険法	=	労働者災害補償保険法（昭和 42 年法律第 50 号）
国税通則法	=	国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）
国税徴収法	=	国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）
国税徴収令	=	国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号）
通基本通達	=	国税通則法基本通達（昭和 45 年 6 月 24 日）
基本通達	=	国税徴収法基本通達（昭和 58 年 5 月 31 日）
滞調法	=	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和 32 年法律第 94 号）
滞調令	=	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（昭和 32 年政令第 248 号）
民法	=	民法（明治 29 年法律第 89 号）
商法	=	商法（明治 32 年法律第 48 号）
会社法	=	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
社債株式等振替法	=	社債・株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
組織的犯罰処罰法	=	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）
麻薬特例法	=	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号）
国際刑事裁判所協力法	=	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成 29 年法律第 67 号）
小型船舶登録法	=	小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）
半導体集積回路配置法	=	半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 4 3 号）
L L P 法	=	有限責任事業組合契約に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）
仮登記担保法	=	仮登記担保契約に関する法律（昭和 53 年法律第 78 号）
不動産登記法	=	
不動産登記則	=	
立木法	=	
手引	I	

- = 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）
- = 不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）
- = 立木ニ関スル法律（明治 42 年法律第 22 号）
- = 徴収関係事務取扱手引 I（徴収・収納）

目 次

第 1 章 総則

第 1 労働保険徴収法の目的、特色

1 労働保険徴収法の目的	1-1
2 特色	1-1
(1) 国税徴収手続の準用	1-1
(2) 先取特権の順位	1-1
(3) 自力執行権	1-2
3 徴収手続の流れ	1-2
(1) 労働保険料等の申告・納付	1-2
(2) 納期限	1-2
(3) 督促	1-2
(4) 財産調査	1-2
(5) 差押え	1-2
(6) 交付要求及び参加差押え	1-3
(7) 換価	1-3
(8) 配当	1-3
(9) その他	1-3

第 2 滞納処分と執行機関

1 滞納処分等の意義・性質	1-4
(1) 滞納処分	1-4
(2) 滞納整理	1-4
2 執行機関	1-4

第 2 章 督促と滞納整理

第 1 督促と効果

1 督促の要件	2-1
(1) 労働保険料	2-1
(2) 一般拠出金	2-2
(3) 追徴金	2-3
2 督促状の発行	2-3
(1) 督促状の指定期限	2-3
(2) 督促に対する不服申立て・訴訟期間	2-4

第2 滞納整理の進行管理

- 1 滞納整理の目的 2-5
- 2 滞納整理の進行管理 2-5
 - (1) 滞納整理計画の策定と整理実績の把握 2-5
 - (2) 滞納実態の把握 2-5
 - (3) 整理対象の選定と整理計画の策定 2-7
 - (4) 整理方針に基づく滞納整理 2-7

第3 納付督促

- 1 納付督促の実施 2-8
 - (1) 納付督促 2-8
 - (2) 納付計画の作成等 2-8
- 2 納付督促の流れ 2-8
 - (1) 電話・文書による督促 2-8
 - (2) 臨戸訪問（実地督促） 2-9
 - (3) 事業主等が留守の場合の対応 2-9
- 3 納付督促の基本的な対応方法 2-10
 - (1) 滞納事業場との接触の注意点 2-10
 - (2) 納付の意思はあるが即納できない滞納事業場に対する対応 2-10
 - (3) 納付する誠意のない滞納事業場に対する対応 2-10
 - (4) 納付資力に乏しい滞納事業場に対する対応 2-11
 - (5) 滞納整理事績の記録と処分方針の検討 2-11

第4 納付資力調査

- 1 納付資力調査の目的 2-12
- 2 納付資力調査の流れ 2-12
 - (1) 決算書の書類 2-12
 - (2) 貸借対照表で把握される内容 2-12
 - (3) 損益計算書で把握される内容 2-13
 - (4) 資金繰り等に基づく納付資力の把握 2-15

第5 強制措置

- 1 強制措置の実施 2-16
- 2 強制措置の流れ 2-16
 - (1) 財産調査の実施 2-16
 - (2) 差押えの実施 2-16

第3章 財産調査

第1	財産調査の必要性	3-1
第2	財産調査の権限と責任	3-1
第3	準備調査	
1	庁内における調査・確認	3-2
(1)	██████████	3-2
(2)	██████████	3-2
(3)	████████████████████	3-2
(4)	██	3-3
2	官公署調査	3-3
(1)	所有権等の調査	3-3
(2)	住所等の調査	3-5
(3)	関係庁の処分状況等からの調査	3-5
3	金融機関調査	3-5
(1)	郵送による調査	3-6
(2)	金融機関への臨場調査	3-10
4	その他の調査	3-11
(1)	████████████████████	3-11
(2)	██████████	3-11
第4	臨戸調査	
1	質問・検査	3-12
(1)	質問ができる場合	3-12
(2)	質問の相手方	3-12
(3)	質問の内容	3-13
(4)	質問の方法	3-13
(5)	質問者の態度	3-13
(6)	質問の形式	3-13
(7)	質問事項の記録	3-14
2	質問応答書及び聴取書の例	3-15
3	検査	3-16
(1)	検査のできる場合	3-16
(2)	検査の相手方	3-16
(3)	検査の実施	3-16
(4)	検査の時刻	3-17
(5)	検査の場所	3-17
(6)	検査対象帳簿・書類	3-17
(7)	検査の内容	3-17

(8) 検査の方法	3-17
4 検索	3-18
(1) 検索ができる場合	3-18
(2) 検索のできる場所	3-19
(3) 検索のできる物件	3-19
(4) 検索の時刻	3-20
(5) 検索の立会人	3-20
(6) 検索の方法	3-21
(7) 検索調書の作成及び交付	3-22
5 出入禁止	3-22
(1) 出入禁止をすることができる場合	3-22
(2) 出入禁止の掲示	3-22
(3) 出入禁止に従わない場合	3-22
6 質問・検査と検索との相違	3-23

第5 財産別調査

1 土地、建物の調査	3-25
(1) 土地登記簿、建物登記簿の調査	3-25
(2) 土地課税台帳、家屋課税台帳等の調査	3-25
(3) 帳簿書類等による調査	3-25
(4) 土地、建物を支配する権利関係	3-26
2 売掛金・貸付金等債権の調査	3-26
(1) 取引先の調査	3-26
(2) 債権額等の調査	3-27
(3) 調査の手順	3-27
3 動産及び有価証券の調査	3-32
4 財団を組成しない工場抵当の目的となっている財産の調査	3-32
5 工場財団の目的となっている財産の調査	3-33
6 立木の調査	3-33
7 船舶の調査	3-33
(1) 船舶登記簿、原簿等の調査	3-33
(2) 漁船原簿の調査	3-34
8 自動車の調査	3-34
(1) 登録事項等証明書等の調査	3-34
(2) 保管場所（車庫・定置場）の調査	3-34
9 建設機械の調査	3-34
(1) 登録事項等証明書等の調査	3-35
(2) 建設機械台帳の調査	3-35

10	電話加入権の調査	3-35
	(1) 電話番号等の調査	3-35
	(2) 電話加入権の調査	3-35
11	仮登記に係る権利の調査	3-36
12	買戻権の調査	3-36
	(1) 登記簿の調査	3-36
	(2) 滞納者及び関係者に対する調査	3-36
13	動産の共有持分の調査	3-37
14	賃借権の調査	3-37
15	生命保険の調査	3-37
16	財産調査一覧表	3-38

第4章 差押え

第1節 差押えの通則

第1 差押えの意義、効力

1	差押えの効力	4-1
	(1) 差押えの一般的効力	4-1
	(2) 差押えの効力の及ぶ範囲	4-2

第2 差押えの行為

1	差押えを行うことができる職員	4-4
2	差押えを行うにあたっての留意事項	4-4
	(1) 差押えのために携帯すべき書類	4-4
	(2) 円滑公正な執行	4-5
	(3) 適正な執行	4-5
	(4) 滞納者からの異議の申出に対する配慮	4-5

第3 差押えの執行

1	差押えができる場合	4-6
2	差押えができない場合	4-6
3	差押えの時期等	4-7
	(1) 着手の時期	4-7
	(2) 着手前の催告（差押予告）	4-7
	(3) 休日等	4-7
4	差押えの手続	4-8
	(1) 差押調書の作成	4-8
	(2) 差押調書の謄本交付	4-10
	(3) 差押通知書（差押書）の交付	4-11

(4) 差押財産の搬出をする場合	4-12
(5) 各種財産の差押手続の概要	4-13

第2節 差押財産

第1 差押え対象財産の一般的要件

1 財産の帰属	4-15
(1) 一般財産の帰属認定	4-15
(2) 滞納者の名義でない財産の帰属認定	4-16
(3) 夫婦又は同居の親族の財産の帰属認定	4-17
2 財産の所在	4-17
3 金銭的価値を有する財産	4-17
4 譲渡又は取立てができる財産	4-18
(1) 指図禁止手形、小切手	4-18
(2) 納付者の一身に専属する権利	4-18
(3) 要役地の所有権に従たる地役権等	4-18
5 差押禁止財産以外の財産	4-18

第2 差押え対象財産が特殊財産である場合

1 共有財産	4-19
2 取消できる法律行為又は契約解除の目的となった財産	4-19
3 条件付又は期限付譲渡の目的となった財産	4-19
4 売買予約の目的となった財産	4-19
5 買戻し特約等の目的となった財産	4-20
6 譲渡担保財産	4-20
7 没収保全がされた財産	4-20
8 担保のための仮登記のある財産	4-21
9 仮差押え又は仮処分の目的となった財産	4-21
10 強制管理の目的となった財産	4-21
11 滞調法の適用を受ける財産	4-21
12 再生手続開始の決定がされた者の財産	4-21
13 特別清算の開始された会社の財産	4-21
14 法令等による譲渡制限がある財産	4-21
15 留置権による競売が開始された財産	4-22
16 未分離の果実	4-22
17 破産手続開始の決定がされた者の財産	4-22
(1) 開始決定前の包括的禁止命令	4-22
(2) 破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求	4-23
(3) 滞納処分の続行	4-23
(4) 滞納処分の続行	4-23

(5) 別除権の行使	4-23
18 会社更生法の適用を受ける会社の財産	4-24
(1) 開始決定前の滞納処分等の中止命令	4-24
(2) 開始決定前の包括的禁止命令	4-24
(3) 開始決定による滞納処分等の中止等	4-25

第3 差押財産の選択

1 超過差押えにならない財産	4-25
2 無益な差押えにならない財産	4-26
3 第三者の権利の目的となっていない財産	4-26
4 換価に便利な財産	4-26
5 保管又は引揚げに便利な財産	4-26
6 生活等に支障が少ない財産	4-26
7 相続した財産	4-26

第3節 差押禁止財産

第1 差押えが禁止されている財産

1 差押えができない財産	4-27
(1) 衣服、寝具等	4-27
(2) 食料及び燃料	4-27
(3) その他	4-27
2 特別法により差押えが禁止されている財産	4-29
3 社会保険制度に基づく給付の差押禁止	4-36
4 条件付で差押えができない財産	4-39

第4節 財産別の差押え手続

第1 債権（預貯金・売掛金・貸付金等）の差押え

1 差押えの対象となる債権	4-40
2 差押えの手続	4-40
(1) 差押調書の手続	4-40
(2) 差押調書の作成	4-41
(3) 差し押える債権の範囲	4-47
(4) 差押財産の取立て	4-48
(5) 債権証書の取上げ	4-48
3 預貯金口座の差押え	4-49
(1) 差押えに当たっての留意点	4-49
(2) 事前作業	4-50
(3) 金融機関を臨場する場合の主な流れ	4-50
(4) 帰庁後作業	4-51

(5) 差押え後の対応	4-51
4 売掛金・貸付金債権の差押え	4-51
(1) 差押えに当たっての留意点	4-52
(2) 事前作業	4-52
(3) 売掛金の差押えの主な流れ	4-53
(4) 貸付金の差押えの主な流れ	4-54
(5) 帰庁後作業	4-55
(6) 差押え後の対応	4-55
5 生命保険契約の差押え	4-55
(1) 保険金支払請求権等の種類及び帰属	4-55
(2) 死亡保険金の差押えの有無	4-56
(3) 差押えに当たっての留意点	4-56
(4) 生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て	4-56
(5) 介入権制度について	4-57
(6) 事前作業	4-58
(7) 差押えの流れ	4-58
(8) 帰庁後作業	4-58
(9) 差押え後の対応	4-58
6 各種債権を差し押える場合の注意事項	4-58
(1) 国又は地方公共団体に対する債権を差し押える場合	4-58
(2) 家賃を差し押える場合	4-58
(3) 郵便貯金を差し押える場合	4-59
(4) 社会保険診療費報酬債権を差し押える場合	4-59
(5) 敷金（入居保証金）を差し押える場合	4-60
7 その他債権を差し押える場合の注意事項	4-60
(1) 連帯債務者のある債権の差押え	4-60
(2) 保証人のある債権の差押え	4-61
(3) 滞納処分による差押えがされている債権の差押え	4-61
(4) 強制執行等による差押えがされている債権の差押え	4-62
(5) 対抗要件を欠いて譲渡された債券の差押え	4-62
(6) 代理受領の目的となっている債権の差押え	4-63
(7) 譲渡禁止の特約のある債権の差押え	4-63
(8) 手形又は小切手の振り出されている債権の差押え	4-63
(9) 不渡異議申立預託金の差押え	4-64
(10) 公示催告中の手形等に係る債権の差押え	4-64
(11) 換地の所有権移転があった場合の精算金交付請求権の差押え	4-64
(12) 担保権付債権の差押え	4-64
(13) 電子記録債権の差押え	4-66

8	差押えの効力	4-67
(1)	効力の発生	4-67
(2)	履行の禁止と債権の譲渡	4-67
(3)	利息に対する差押え	4-68
(4)	相殺の禁止	4-68
(5)	差押債権の取立て	4-69

第2 動産又は有価証券の差押え

1	動産の意義及び範囲	4-71
(1)	動産の意義	4-71
(2)	動産の範囲	4-71
2	有価証券の意義及び範囲	4-74
(1)	有価証券の意義	4-74
(2)	有価証券の範囲	4-75
(3)	有価証券と認められない証券	4-76
3	差押えの手続	4-77
(1)	占有	4-77
(2)	差押調書の作成	4-77
(3)	差押調書の作成時期	4-77
(4)	差押調書謄本の作成及び交付	4-78
(5)	第三者が占有する動産、有価証券の差押手続	4-78
(6)	引渡命令を受けた第三者の権利の保護	4-79
(7)	差押動産等の搬出制限	4-80
(8)	封印等による差押えの表示	4-80
4	差押えの効力	4-81
5	差し押えた動産の保管等	4-81
(1)	動産の保管	4-81
(2)	動産の保管命令	4-82
(3)	動産の封印、公示書等の表示	4-83
(4)	動産の保管責任	4-83
(5)	動産の使用収益	4-83
6	差し押えた有価証券の保管等	4-84
(1)	有価証券の寄託、保管	4-84
(2)	有価証券の取立	4-84
7	特殊な動産の差押え	4-85
(1)	備付物の差押え	4-85
(2)	立木の差押え	4-86

第3 不動産の差押え

1	差押えの対象となる不動産等	4-87
(1)	不動産	4-87
(2)	不動産を目的とする物権	4-89
(3)	不動産とみなされる財産	4-89
(4)	不動産に関する規定の準用のある財産	4-91
(5)	不動産として取り扱う財産	4-93
(6)	不動産の共有持分	4-93
2	差押えの手続	4-93
(1)	差押書の作成	4-94
(2)	差押調書の作成	4-94
(3)	差押え登記の嘱託	4-94
3	差押えの効力	4-96
(1)	効力の発生	4-96
(2)	差押え後の管理	4-97
4	不動産の使用収益	4-98
5	強制競売の開始決定があった不動産に対する差押え	4-98
(1)	差押書及び交付要求書の交付	4-98
(2)	差押調書の作成と謄本の交付	4-98
(3)	行政機関等への参加差押え	4-98
(4)	公売等	4-99
6	競売（担保権の実行としての競売）の開始決定があった不動産の差押え	4-99
7	仮差押えがされている不動産の差押え	4-99

第4 船舶又は航空機の差押え

1	差押えの対象となる船舶及び航空機	4-100
(1)	差押えの対象となる船舶	4-100
(2)	差押えの対象となる航空機	4-101
2	差押えの手続	4-101
(1)	差押調書の作成	4-101
(2)	登記の嘱託	4-101
3	差押えの効力	4-102
(1)	効力の発生	4-102
(2)	船舶等の停泊又は航行の許可	4-102

第5 自動車の差押え

1	差押えの対象となる自動車	4-104
2	差押えの手続	4-104
(1)	差押調書の作成	4-104

(2) 登記の嘱託	4-104
(3) 自動車検査証の占有	4-105
(4) 差押えまでの手順	4-105
3 差押えの効力	4-105
(1) 効力の発生	4-105
(2) 自動車の所在地変更防止の処置	4-106
(3) 自動車の引渡命令と占有	4-106
(4) 第三者の権利の保護	4-108
(5) 搬出	4-108
(6) 差押自動車の保管	4-109
(7) 差押自動車の運行許可	4-110
(8) 債権者代位による移転登録	4-110
第6 建設機械の差押え	
1 差押えの対象となる建設機械	4-111
2 差押えの手続	4-111
(1) 差押調書の作成	4-111
(2) 登記の嘱託	4-112
3 差押えの効力	4-112
第7 電話加入権の差押え	
1 差押えの対象となる電話加入権	4-113
2 差押えの手続	4-113
(1) 差押調書の作成	4-113
(2) 二重差押え	4-113
3 差押えの効力	4-114
(1) 効力の発生	4-114
(2) 差押え後の管理	4-114
第8 第三債務者等がない無体財産権の差押え	
1 第三債務者等がない無体財産権	4-115
(1) 特許権	4-115
(2) 実用新案権	4-115
(3) 意匠権	4-115
(4) 商標権	4-116
(5) 育成者権	4-116
(6) 回路配置利用権	4-116
(7) 著作権	4-117
(8) 著作隣接権	4-117
(9) 源泉権	4-117

2 差押えの手続	4-118
(1) 差押調書の作成	4-118
(2) 登記等の嘱託	4-118
3 差押えの効力	4-119
(1) 効力の発生	4-119
(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び回路配置利用権への差押えの効力	4-119

第9 第三債務者等がある無体財産権等の差押え

1 第三債務者等がある無体財産権等	4-120
(1) 合資会社及び合同会社の社員の持分	4-120
(2) 中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法、農住組合法等による各種の組合等の組合員等の持分	4-120
(3) 信用金庫の会員の持分	4-120
(4) 中小漁業融資保証法に基づく漁業信用基金協会の会員の持分	4-120
(5) 民法上の組合員の持分	4-121
(6) 有限責任事業組合の組合員の持分	4-121
(7) 無尽講及びたのもし講の講員の待口	4-121
(8) 営業無尽の加入者の権利	4-121
(9) 動産の共有持分	4-122
(10) 株式	4-122
(11) 賃借権	4-122
(12) 買戻権	4-122
(13) 仮登記に係る権利	4-122
(14) 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権	4-123
(15) 著作物を利用する権利	4-123
(16) 出版権	4-123
(17) 引湯権	4-123
(18) ゴルフ会員権	4-123
(19) 信託の受益権	4-124
(20) 公有水面埋立権	4-124
2 差押えの手続	4-124

(1) 差押調書の作成	4-124
(2) 差押通知書の送達先	4-124
(3) 登記等の嘱託	4-126
(4) 証書の取上げ	4-127
3 差押えの効力	4-128
(1) 効力の発生	4-128
(2) 専用実施権、専用使用权等	4-128

第5節 差押換え

第1 一般の差押換え

1 差押換え	4-129
(1) 請求ができる者	4-129
(2) 請求の要件	4-129
(3) 請求の期限	4-130
(4) 請求の手続	4-130
(5) 請求に対する処理	4-130
2 換価の申立て	4-131
(1) 申立ての要件及び内容	4-131
(2) 申立ての期限	4-131
(3) 申立ての手続	4-131
(4) 申立てに対する処理	4-131

第2 相続人が行う差押えの請求

第6節 差押えの解除及び取消し

第1 差押解除の意義

1 差押解除の要件	4-133
(1) 差押えを解除しなければならない場合（絶対解除）	4-133
(2) 差押えを解除することができる場合（裁量解除）	4-134
2 差押解除の手続	4-136
(1) 差押解除の通知	4-136
(2) 差押解除後の処理	4-137
(3) 引渡しの場所	4-138
(4) 差押え登記の抹消の嘱託	4-138
(5) 財産別差押解除の手続表	4-139

第2 参加差押えを受けている場合の差押解除

第3 差押えの取消し

1 差押えの取消しをする場合	4-140
----------------	-------

2	差押取消の手續	4-140
3	差押取消の効果	4-140

第5章 交付要求及び参加差押え

第1節 交付要求

第1	交付要求の意義	5-1
----	---------	-----

第2 交付要求をする場合

1	交付要求の要件	5-1
(1)	執行機関が行政機関等以外である場合	5-1
(2)	執行機関が行政機関等である場合	5-2
(3)	保険料等が差押えのできる要件を欠く場合	5-2
(4)	所有権の移転があった場合	5-2
(5)	財産の引受けが困難な場合	5-2
(6)	参加差押えをする実益がない場合	5-3
2	交付要求の制限	5-3
3	交付要求ができる期間の終期	5-3
(1)	売却決定の日の前日	5-3
(2)	執行裁判所の定める配当要求の終期	5-3
(3)	執行裁判所が定める期間の終期	5-3
(4)	船舶、航空機、自動車等に対する強制執行時	5-3
(5)	動産執行の開始時	5-4
(6)	第三債務者への供託時	5-4
(7)	その他の財産権に対する強制執行時	5-4
(8)	企業担保権の実行手続開始時	5-4
(9)	破産手続開始の決定時	5-4
4	交付要求を行う場合の調査	5-5
(1)	調査事項	5-5
(2)	調査方法	5-6
(3)	調査結果	5-6
5	交付要求の相手	5-8
(1)	国税による滞納処分等であるとき	5-8
(2)	地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき	5-8
(3)	民事執行法、自動車及び建設機械強制執行規則等による強制 執行であるとき	5-8
(4)	担保権の実行手続としての競売法等による競売であるとき	5-8
(5)	破産手続であるとき	5-8

(6) 企業担保権の実行手続であるとき	5-8
6 二重差押えがされている場合の相手	5-8
7 交付要求の手続	5-9
(1) 交付要求書の送達	5-9
(2) 滞納者への通知	5-9
(3) 質権者等への通知	5-9
(4) 質権者等の有する債権金額の確認	5-9
8 破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求	5-10
(1) 債権の種別	5-10
(2) 包括的禁止命令	5-11
(3) 財団不足になった場合の財団債権の取扱い	5-11
(4) 破産管財人による任意売却と担保権の消滅	5-11
(5) 免責手続中の個別執行禁止	5-12
(6) 交付要求の手続	5-12
(7) 交付要求書に記載する事項	5-12
(8) 交付要求書の作成要領	5-13
(9) 保険料等債権の地位の具体例	5-14

第3 交付要求の効力

1 配当要求の効力	5-17
2 交付要求先着手による優先の効力	5-17
3 抵当権等の優先額制限の効力	5-17

第4 特殊な場合の交付要求

1 担保権付財産が譲渡された場合	5-18
(1) 交付要求のできる場合	5-18
(2) 配当を受けることができる金額の範囲	5-18
(3) 交付要求の手続	5-18
2 対象財産が譲渡担保財産である場合	5-19
(1) 交付要求のできる場合	5-19
(2) 交付要求の手続	5-20

第5 債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場

合	5-21
---	------

第6 交付要求の解除

1 交付要求解除の場合	5-21
(1) 保険料等の全額が消滅した場合	5-21
(2) 徴収上支障がない場合	5-21
(3) 参加差押えに切替えた場合	5-21

2	交付要求解除の手續	5-22
(1)	交付要求先執行機関への通知	5-22
(2)	滞納者への通知	5-22
(3)	質権者等への通知	5-22

第7 交付要求の解除の請求を受けた場合

1	解除の請求ができる者	5-22
2	解除の請求ができる場合	5-22
3	解除の請求の手續	5-23
4	解除の請求に対する処理	5-23
(1)	請求を相当と認める場合	5-23
(2)	請求を相当と認めない場合	5-23

第8 交付要求を受けた場合

1	交付要求書の受理	5-24
(1)	交付要求の対象となっている差押財産の確認	5-24
(2)	交付要求書の到達順位の記録	5-24
2	譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合の処理	5-24
(1)	交付要求している行政機関等に対する通知	5-24
(2)	交付要求続行通知書の送付を受けた場合	5-25
3	交付要求がされている財産の差押えを解除する場合の処理	5-25
4	交付請求解除通知書を受理した場合の処理	5-25

第2節 参加差押え

第1 参加差押えの意義

第2 参加差押えをする場合

1	参加差押えの要件	5-26
2	参加差押えに切り替える場合	5-27
3	参加差押えの制限	5-27
4	参加差押えを行う時期	5-27
5	参加差押えを行う場合の調査	5-27
(1)	調査事項	5-27
(2)	調査方法	5-28
(3)	調査結果	5-28
6	参加差押えの相手	5-28
(1)	国税による滞納処分であるとき	5-29
(2)	地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき	5-29
(3)	滞納処分と強制執行又は競売法による競売との二重差押え	

が行われているとき	5-29
7 参加差押えの手続	5-29
(1) 参加差押書の送達	5-29
(2) 滞納者への通知	5-30
(3) 第三債務者への通知	5-30
(4) 登記の囑託	5-30
(5) 質権者等への通知	5-31
(6) 質権者等の有する債権金額の確認	5-31
(7) 参加差押えに伴う書類の整理	5-31
(8) 参加差押財産の種類別一覧	5-32
第3 参加差押えの効力	
1 参加差押えの効力	5-32
(1) 交付要求の効力	5-32
(2) 差押えに移行する効力	5-32
(3) その他の効力	5-32
2 差押えの効力が生ずる参加差押え	5-33
3 差押えの効力が生ずる時期	5-34
第4 特殊な場合の参加差押え	
1 対象財産が譲渡担保財産である場合	5-34
(1) 参加差押えのできる要件	5-34
(2) 参加差押えの手続	5-35
2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとなった場合の参加差押えの続行	5-36
(1) 参加差押えを続行できる要件	5-36
(2) 参加差押え続行の手続	5-36
(3) 参加差押え解除の手続	5-37
第5 参加差押え解除の請求及び請求を受けた場合	
1 参加差押え解除の請求ができる者	5-37
2 参加差押え解除請求のできる要件	5-37
3 参加差押え解除請求の手続	5-38
4 参加差押えの解除請求に対する処理	5-38
(1) 請求を相当と認める場合	5-38
(2) 請求を相当と認めない場合	5-38
第6 換価の催告等	
1 参加差押えをした財産の換価の催告	5-38
2 債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合	5-39

第7 参加差押えの基因となっている差押えが解除された 場合

- 1 参加差押えが差押えに移行する場合 5-39
 - (1) 関係書類の引受 5-39
 - (2) 参加差押財産の引受 5-39
 - (3) 参加差押えが差押えに移行した場合の調査及び処理 5-41
- 2 参加差押えが差押えに移行しない場合 5-43

第8 参加差押えの解除

- 1 参加差押えを解除する場合 5-43
- 2 参加差押えの解除手続 5-43
 - (1) 参加差押え先執行機関への通知 5-44
 - (2) 滞納者への通知 5-44
 - (3) 抹消登記 5-44
 - (4) 質権者等への通知 5-44

第9 参加差押えを受けた場合

- 1 参加差押書の受理 5-45
 - (1) 参加差押えの対象となっている差押財産の確認 5-45
 - (2) 参加差押書の到達順位の記録 5-45
 - (3) 売却決定日以後の参加差押え 5-45
 - (4) その他参加差押書の受理にあたっての留意事項 5-46
- 2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合 5-46
 - (1) 参加差押えをしている行政機関等に対する通知 5-46
 - (2) 参加差押続行通知書の送付を受けた場合 5-46
- 3 参加差押えの対象財産について換価の催告を受けた場合 ... 5-47
- 4 参加差押えがされている財産の差押えを解除する場合 5-47
 - (1) 差押え解除により差押えに移行することとなる参加差押え
の確認 5-47
 - (2) 差押えを解除する動産等の引渡し 5-48
 - (3) 参加差押え関係書類の引渡し 5-48
- 5 参加差押解除通知書を受理した場合 5-49
- 6 交付要求と参加差押えの対比一覧 5-50

第6章 財産の換価

第1節 換価処分

- 第1 換価の意義 6-1

第2 換価

1 一括換価	6-1
(1) 一括換価をする場合	6-2
(2) 一括換価をすることができる場合	6-2
2 換価ができない期間	6-2
3 換価に関する留意事項	6-4
(1) 完成品となるまでの換価	6-4
(2) 自動車等の換価前の占有	6-4
(3) 差押財産の修理	6-5
(4) 買受人の制限	6-5
4 換価の効果	6-5
(1) 承継取得	6-5
(2) 担保権等の消滅	6-5
(3) 用益物権等の消滅	6-6
(4) 貸借権等の消滅	6-6
(6) 仮差押え等の消滅	6-6
(6) 差押え後の権利の消滅	6-7

第3 換価手続

1 公売	6-7
(1) 公売公告の手続	6-7
(2) 公売公告の時期	6-7
(3) 公売公告の方法及び場所	6-8
(4) 公売の通知	6-8
(5) 見積価額の決定及び公告	6-9
(6) 見積価額の決定方法	6-10
(7) 見積価額の公告方法	6-10
(8) 見積価額の公告時期	6-10
2 公売保証金	6-11
(1) 公売保証金の納付	6-11
(2) 公売保証金の受領	6-11
(3) 公売保証金の処理	6-11
3 入札及び開札	6-11
(1) 入札書の提出	6-11
(2) 入札書の開札	6-12
(3) 再度入札等	6-12
4 競り売り	6-12
5 最高価申込者の決定	6-13

(1) 最高価申込者等の決定通知と告知等	6-14
(2) 買受申込者制度と手続	6-14
6 随意契約による売却	6-15

第4 売却決定手続

1 動産等の売却	6-16
(1) 売却決定の日	6-16
(2) 売却決定の通知	6-16
(3) 売却決定の効果	6-17
2 不動産の売却	6-17
(1) 売却決定の日	6-17
(2) 売却決定の通知	6-17
(3) 売却決定に伴う処理	6-17
3 入札等又は買受けの取消しに伴う措置	6-18
(1) 取消し効力の発生と手続	6-18
(2) 公売保証金の返還	6-18
4 公売代金の納付	6-18
(1) 納付の期限	6-18
(2) 納付の手続	6-18
(3) 売却決定の取消及び通知	6-19
5 売却決定後の権利移転手続	6-19
(1) 売却動産の引渡し	6-19
(2) 権利移転の登記	6-20
(3) 債券等の権利移転	6-21

第5 売却決定の取消し

1 売却決定取消の手続	6-22
(1) 交付した金額の返還の請求	6-22
(2) 権利移転の登記抹消の嘱託	6-22
2 差押えの登記の回復	6-23

第2節 換価代金等の配当

第1 配当の意義

第2 配当の手続

1 配当の対象となる金銭	6-24
2 配当	6-24
(1) 配当の原則	6-24
(2) 保険料等への充当と手続	6-25
(3) 配当残余金の処理	6-27

3	配当の順位	6-29
	(1) 優先順位の確定している債権	6-29
	(2) 公租公課と私債権への配当	6-30
4	債権現在額の確認手続	6-30
	(1) 債権現在額の申立て	6-30
	(2) 債権現在額申立書の記載事項及び提出期日	6-30
	(3) 債権現在額の確認	6-31
5	配当計算書の作成	6-31
	(1) 配当計算書	6-31
	(2) 配当計算書の記載事項	6-31
	(3) 配当計算書の謄本の交付	6-32
	(4) 配当計算書の謄本の発送	6-32

第3 換価代金の交付と供託

1	換価代金の交付期日	6-32
2	供託	6-33
	(1) 供託の要件	6-33
	(2) 供託の手続	6-33
	(3) 弁済期が到来していない場合の供託	6-33
3	配当計算書に関する異議の申立て	6-34
	(1) 国税、地方税又は公課の配当金額に対する異議	6-34
	(2) 私債権相互間等の異議	6-34
	(3) 配当計算書に記載された私債権への配当金額に対する異議	6-34

第7章 滞納処分の執行停止

1	滞納処分の執行停止の要件	7-1
	(1) 停止の要件	7-1
	(2) 第二次納付義務者等がある場合	7-2
2	滞納処分の停止要件の充足性を判断する場合の留意事項	7-2
	(1) 一般的留意事項	7-2
	(2) 1号要件（滞納処分の執行等を行うことができる財産がないとき）の充足性を判断する場合の留意事項	7-3
	(3) 2号要件（滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき）の充足性を判断する場合の留意事項	7-5
	(4) 3号要件（その所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるとき）の充足性を判断する場合の留意事項	7-6

3	停止相当事案	7-6
(1)	停止相当事案の要件	7-6
(2)	停止相当事案についての調査	7-6
4	執行停止の手続	7-7
5	執行停止の効果	7-7
(1)	滞納処分の禁止	7-7
(2)	差押えの解除	7-7
(3)	時効	7-7
(4)	延滞金の免除	7-8
6	一部停止	7-8
7	滞納処分の停止の取消し	7-9
(1)	停止の取消しの要件	7-9
(2)	取消しの通知	7-9

第8章 他の債権との調整

第1節 労働保険料等と国税等との調整

第1 労働保険料等の一般優先性

1	国税、地方税との関係	8-1
2	一般私債権との関係	8-1
3	強制換価手続と費用との関係	8-1
4	滞納処分費との関係	8-1
5	他の公課との関係	8-1

第2 労働保険料等と他の公課との関係

1	差押先着手による優先	8-2
2	交付要求先着手による優先	8-2
3	担保を徴した場合の優先	8-2

第3 労働保険料等と国税、地方税との優先劣後

第2節 労働保険料と被担保債権等との調整

第1 労働保険料等の法定納期限等以前に設定された質権の優先

1	質権の証明手続	8-4
(1)	登記等ができる質権以外の質権設定の証明	8-4
(2)	有価証券を目的とする質権設定の証明	8-5
2	質権の証明期限	8-5
(1)	債権を目的とする質権	8-5

(2) 有価証券を目的とする質権	8-5
(3) その他の質権	8-5
3 質権設定日の確認	8-5
(1) 登記をすることができる質権	8-5
(2) 仮登記のある場合	8-5
(3) 登記をすることができる質権以外の質権	8-6
(4) 有価証券を目的とする質権	8-6
4 質権によって担保される債権額	8-6
5 証明しない優先質権の特例	8-6
第2 労働保険料等の法定納期限等以前に設定された抵当	
権の優先	
1 抵当権設定日の確認	8-7
2 抵当権によって担保される債権額の範囲	8-7
第3 譲受け前に設定された質権等の優先	
1 質権の証明手続	8-8
2 質権設定時期の確認	8-8
第4 根質権又は根抵当権により担保される債権額の限度	
1 根質権又は根抵当権の優先額の限度	8-8
2 根抵当権の確定と優先額限度	8-9
第5 労働保険料等に優先する先取特権及び留置権	
1 労働保険料等に常に優先する先取特権	8-9
(1) 優先する先取特権	8-9
(2) 先取特権の証明手続	8-11
(3) 先取特権相互間の優先順位	8-11
(4) 先取特権の消滅	8-12
2 労働保険料等の法定納期限を基準に優劣を定める先取特権	8-13
(1) 法定納期限と先取特権の優劣	8-13
(2) 先取特権の証明手続	8-13
(3) 先取特権の成立日の確認	8-14
(4) 先取特権相互間の優先順位	8-14
3 労働保険料等に常に優先する留置権	8-14
(1) 留置権の優先	8-14
(2) 留置権の所在証明手続	8-15
第6 担保権付財産の譲渡	
1 担保権付財産が譲渡された場合の労働保険料等の徴収	8-15
(1) 徴収の要件	8-15

(2) 徴収できる金額	8-16
2 質権等の代位実行	8-16
(1) 原則的な実行の要件	8-16
(2) 代位実行の要件の特例	8-16
(3) 代位実行の手続	8-17
(4) 代位実行による優先	8-18
3 質権者等への通知	8-18
4 執行機関に対する交付要求	8-19

第7 仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整

1 担保の目的でされた仮登記がある場合の労働保険料等の徴収	8-19
(1) 滞納処分の続行の要件	8-19
(2) 仮登記権利者に対する通知	8-20
(3) 公売した場合の配当	8-20
2 譲渡担保を設定している場合の労働保険料等の徴収	8-20
(1) 徴収の要件	8-20
(2) 譲渡担保権者に対する告知	8-21
(3) 譲渡担保財産に対する滞納処分	8-21
(4) 譲渡担保財産を滞納者の財産として行った差押え	8-22
(5) 譲渡担保財産としての存続	8-22
(6) 譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等と質権等の被担保権との関係	8-23
3 譲渡担保財産を換価する場合の特例	8-25

第8 労働保険料等並びに国税及び地方税と私債権が競合

した場合の調整

1 優先順位の確定している債権の先取	8-25
2 公租公課の私債権への配当	8-26
3 公租公課への配当	8-26
4 担保権付私債権への配当	8-26

第1章 総則

第1 労働保険徴収法の目的、特色

1 労働保険徴収法の目的

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下、「徴収法」という。）は、「労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定める」ことを目的としている（徴収法1）。

2 特色

徴収法の特色としては、以下のものが挙げられる。

（1）国税徴収手續の準用

徴収法では、「労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。」（徴収法30）と規定し、労働保険料等の徴収金の徴収手續は、徴収法に別段定めがある場合を除き、国税徴収の例によることとされている。

「国税徴収の例により」とは、具体的には国税通則法、国税徴収法等を指しており、国税通則法は、国税の納付義務の確定等国税についての基本的及び共通的事項を定めたものであり、国税徴収法は、国税債務の不履行の場合の履行強制手段としての滞納処分手續を中心とし、その履行強制の過程において他の公課（※）及び債権と競合した場合の優先権等について定めたものである。

画一的かつ大量に発生する徴収金の徴収手續としては、国税徴収手續を広く準用することが、一般に合理性をもつと考えられるので、国税徴収の手續を準用することとしている。

※ 公課とは、国税、地方税を除く「滞納処分の例により徴収することができる債権」（国税徴収法25）のことで、行政上の強制徴収の対象となる債権であり、労働保険料、国民年金保険料等もこれに当たる。

（2）先取特権の順位

「先取特権」とは、法律で定められている一定の債権を有する者が、債務者の財産について他の債務者に優先して弁済を受けることを内容とする権利である。

労働保険料等の先取特権の順位は、「労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。」（徴収法29）とされており、原則として、私法上の債権に優先して徴収できるが、国税及び地